

雪国長岡での再エネ導入促進補助金申請受付等支援業務委託 仕様書

1 委託名

雪国長岡での再エネ導入促進補助金申請受付等支援業務委託

2 目的

本業務は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、個人や事業者における太陽光発電設備等の再エネ導入のための補助金を効率的かつ円滑に交付（間接補助）するものである。

3 適用

本仕様書は、本業務の実施に関して必要な事項を長岡市（以下「甲」という。）が定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものである。

本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書によるものとする。本仕様書に定めるもの以外においては、甲、乙が協議の上、実施するものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

次に示す（１）～（３）の項目を実施すること。なお、市では、令和7年5月12日より、「雪国長岡での再エネ導入促進補助金」（以下「本補助事業」という。）の申請受付の開始を予定している。本業務の受託者は、申請書類の受付・審査及び個人・事業者（以下「申請者等」という。）との問い合わせ対応、交付決定通知の発送等の業務を市から引き継ぎ、事務局を立ち上げ業務を開始するものとする。

また、業務開始にあたり、市に業務運営計画書を提出すること。

（１）申請書類、実績報告書等の審査

- ・申請者等から提出された交付申請書について、交付要綱に基づき審査を行う。
- ・市の交付決定手続き後、交付決定通知を交付決定者に送付する。
- ・交付決定者より提出される実績報告書について、交付要綱に基づき、受理、審査を行い、交付額決定通知を申請者に送付する。
- ・交付要綱に基づき申請者等より提出された交付申請書等の書類一式について、本事業終了後、記載された情報を帳簿により整理したうえで、書類の原本と帳簿を市へ移管

する。

(2) 自家消費率追跡調査

本補助事業は、太陽光発電設備によって発電した電力量のうち30%以上を自家消費することを交付要件として定めており、導入から12か月分の自家消費率について市へ報告することを申請者等に求めている。令和6年度の交付決定者(33件)には、文書によって交付要件を伝えているが、受託者は、令和6年度の交付決定者に対して交付要件を再度周知するとともに、12か月分自家消費率を調査し、その結果を市へ報告すること。

(3) 本補助事業のPR活動

受託者は、本補助事業を広く市民や事業者に知らせるPR活動を行い、補助金利用者を増やすための方策を講じること。

(4) その他

- ・プライバシーマーク認証又はISMS認証(ISO/IEC27001)を取得しており、情報漏洩の防止や個人情報保護等の万全な情報セキュリティ対策を講じること。
- ・市の代理として業務にあたる意識を持ち、申請者等との会話やメールでのやり取りなどについて、丁寧な対応に留意すること。
- ・環境省交付要綱「別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)」及び本市補助事業の要件についてよく理解したうえで、申請者等からの問い合わせや申請手続きについて対応・支援を行うこと。
- ・申請者等との問い合わせ対応は、令和8年3月31日までとする。
- ・本業務の従事者向け業務マニュアルを作成するとともに、従事者研修を行うこと。
- ・申請、受付、交付決定、実績報告、QA等の進捗状況を管理表にまとめ、月に1回程度の頻度、または市の求めに応じて提出すること。
- ・今年度予定している本補助事業の対象設備、補助率、補助上限額及び交付件数等については、後段の別表1のとおり。

6 秘密の保持

受託者は、本市が指示又は承知した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

7 委託料

委託料には、本委託業務実施のための人件費、物品・資材の調達費用、メールや電話の回線通信費等本委託業務の実施に必要な全ての費用を含む。

8 事務局設置に関する事項

- (1) 開設期間：市と協議の日～令和8年3月31日

- (2) 開設時間：午前9時～午後5時まで（土日、祝日及び年末年始を除く）
- (3) 電話回線：専用回線を1回線以上用意すること
- (4) メール：専用メールアドレスを用意すること

9 報告書作成

本事業終了後、報告書を作成し、市に提出する。

- ・報告書 1部
- ・上記報告書の電子データ（CD-R）1部
- ・交付要綱に基づき提出された書類一式の原本及び帳簿 1部

10 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、市に帰属するものとし、委託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

11 協議録

乙は、本業務に係る打合せ及び協議の都度、その内容に関する打合せ記録（協議録）を作成し、経過を明確にし、甲に提出することとする。

12 その他

この仕様書に規定のない事項及び既に決定している事項の変更については、本市と協議のうえ、決定する。

【別表 1】補助対象設備、補助率、補助上限額及び交付件数（予定）

	補助メニュー	補助額	件数
①	太陽光発電設備（ <u>個人用</u> 自家消費型）	1 kWにつき 7 万円 （補助上限額 35 万円（5 kW 相当分））	130
①-2	太陽光発電設備（ <u>事業者用</u> 自家消費型）	1 kWにつき 5 万円 （補助上限額 200 万円（40kW 相当分））	15
②	蓄電池（ <u>個人用</u> 設置）	対象システムの購入・設置に要する費用（消費税を含まない）の 3 分の 1 の額（上限額 56 万 4 千円。14 万 1 千円/kWh 未満の機器に限る）	65
③	ZEH	一律 55 万円	12
④	ZEH+	一律 100 万円	5

- ・各対象機器には補助要件があるため、国の交付要綱を確認すること。
- ・②の申請を行う場合は、①とセットとなる。①のみの申請は可能。
- ・③もしくは④は、①②との併用可能。